

岩手県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年1月6日

岩手県監査委員 高橋 元

岩手県監査委員 佐々木 大和

岩手県監査委員 伊藤 孝次郎

岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
岩手県東京事務所	平成23年11月11日	高橋 元 伊藤 孝次郎
岩手県大阪事務所	平成23年11月7日	伊藤 孝次郎
岩手県名古屋事務所	平成23年11月10日	高橋 元 伊藤 孝次郎
岩手県福岡事務所	〃	佐々木 大和 工藤 洋子
岩手県立大東高等学校	平成23年11月7日	伊藤 孝次郎
岩手県立軽米高等学校	〃	〃
岩手県立福岡工業高等学校	平成23年11月21日	〃
岩手県立一関清明支援学校	平成23年11月7日	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

岩手県東京事務所

- (1) タクシーの利用に当たり、タクシー券利用の根拠となる契約を締結していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) ふるさと岩手応援寄付の受入りに当たり、減額調定していないものが2件、300,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。